

住宅の航空機騒音防止対策事業補助金交付要綱

昭和49年11月1日施行
昭和50年5月14日一部改正
昭和51年4月26日一部改正
昭和52年6月28日一部改正
昭和54年7月4日一部改正
昭和60年10月11日一部改正
平成元年9月5日一部改正
平成3年7月17日一部改正
平成3年11月28日一部改正
平成11年6月11日一部改正
平成15年9月30日一部改正
平成20年7月25日一部改正
平成22年6月28日一部改正
平成24年6月21日一部改正
平成24年8月3日一部改正
平成25年10月8日一部改正

(趣旨)

第1条 府は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止ため、予算の定めるところにより、大阪国際空港の設置者（以下「補助事業者」という。）が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音防止法」という。）第8条の2に基づき行う、住宅の騒音防止工事の助成に対し、住宅騒音防止対策事業補助金を交付するものとし、その交付については大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象とする経費)

第2条 補助金の対象とする経費は、補助事業者が、航空機騒音防止法第8条の2に規定する住宅（以下「住宅」という。）若しくは補助事業者が告示日後住宅の所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、騒音防止工事に必要な経費の全部又は一部を助成する事業（以下「間接補助事業」という。）により交付する助成金とする。

(告示日後住宅)

第3条 前条の告示日後住宅は、次の各号に次の各号に掲げる区域（昭和62年1月5日運輸省告示第1号、平成10年3月31日運輸省告示第123号及び平成21年3月6日国土交通省告示第246号により指定の解除された区域を除く。）内に、各区域の指定の日の翌日から昭和57年3月30日までの間に建築され、現に所在する住宅とする。

- (1) 昭和49年3月28日告示（運輸省告示第112号）により指定された第1種区域
- (2) 昭和52年4月2日告示（運輸省告示第183号）により指定された第1種区域
- (3) 昭和54年7月10日告示（運輸省告示第389号）により指定された第1種区域

(住宅の騒音防止工事)

第4条 前条の住宅の騒音防止工事（以下「騒音防止工事」という。）は、住宅又は告示日後住宅の全部又は一部の室における航空機の騒音の軽減及び当該室内の有効な空気調和の確保を目的とする工事（以下「防音工事」という。）、当該空気調和を図るために防音工事により設置された冷暖房機等の所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事（以下「更新工事①」という。）並びに更新工事①により設置された冷暖房機等の所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事（以下「更新工事②」という。）とする。

(1) 更新工事①の対象となる機器は、防音工事实施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものとする。

(2) 更新工事②の対象となる機器は、更新工事①の実施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるものとする。

(防音工事における工法及び工事対象室数)

第5条 前条に掲げる防音工事における工法の種別及び工事対象室数は、工法の種別については住宅又は告示日後住宅の所在する地域の航空機騒音の程度に、工事対象室数については、住宅又は告示日後住宅に居住する者の人数に応じて、補助事業者が別に定める。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は騒音防止工事の区分、工事に係る経費ごとに別表第一のとおりとする。

(生活保護住宅に係る補助金の額)

第7条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第13条第2項に規定する特定中国残留邦人等のうち、同法第14条第1項に規定する支援給付を受けている者若しくは、同法第14条第3項に規定する、特定中国残留邦人等の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合（当該規定施行前に死亡した場合を含む。）における当該配偶者が住宅の所有者等である場合の住宅（以下「生活保護住宅」という。）の騒音防止工事に対する補助金の額は、前条に関わらず、別表第二のとおりとする。

(補助事業者が別に定める基準の承認)

第8条 補助事業者は、第5条、第6条別表第一及び第7条別表第二に規定する補助事業者が定める基準等について、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

2 前項に掲げる基準等について変更のある時は、補助事業者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(補助事業計画概要書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該交付を受けようとする年度の4月末までに、補助事業の計画の概要を明らかにした書類を知事に提出するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書

3 第1項の交付申請書は、当該補助事業に係る年度の3月1日までに提出しなければならない。

(軽微な変更等)

第11条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業の工事費の20%を超える変更及び補助事業者が交付規程等により定める助成金の交付基準の変更以外のものとする。

- 2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（規則第6条第2項の規定による条件）

第12条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業者は、間接補助事業者に対し助成金を交付するにあたっては、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

ア 善良な管理者の注意義務をもって間接補助事業を遂行すること。

イ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得した不動産及びその従物並びに冷暖房機、換気装置及びレンジ用換気装置を補助事業者の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、騒音防止工事完了の日から知事が別に定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 補助事業者は、前項第1号イの承認を行うにあたっては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第13条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して20日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第14条 規則第12条前段に規定する補助事業の完了報告は、補助事業実績報告書（様式第4号）を補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する府の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 規則第12条の知事の定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支精算書

- (2) 間接補助事業の実施の結果を記載した書類

（補助事業年度終了実績報告）

第15条 規則第12条後段に規定する会計年度の終了に伴う実績報告は、年度終了実績報告書を、補助金の交付を決定した府の会計年度の翌年度の4月30日までに知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 間接補助事業の実施結果報告書

- (2) 収支精算書

- (3) 年度内に事業が完成しなかった理由及び処理予定等を説明する書類

（補助金の交付）

第16条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な実施のため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の10分の9を限度として概算払により交付する。

- 2 前項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとする者は補助金交付請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金返還の場合の措置)

第17条 補助事業者は、間接補助事業者から補助金の返還を受けた場合は、返還された金額のうち府の補助金に係る額を、速やかに知事に返還するものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和50年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 第4条前段中「100分の25」を「100分の10」に改める部分の改正規定は、昭和50年度分の予算に係る補助金から適用し、昭和49年度分の予算に係る補助金で翌年度に繰越したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和51年4月26日から施行する。ただし、昭和50年度分の予算に係る補助金で、翌年度に繰越したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から適用する。なお、平成元年度の機能回復工事に係る補助事業計画概要書の提出期限については、改正後の要綱第6条の規定にかかわらず知事が別に定める日とする。

附 則

この要綱は、平成3年7月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年11月28日から適用する。なお、平成3年度の告示日後住宅の騒音防止工事に係る補助事業計画概要書の提出期限については、改正後の要綱第6条の規定にかかわらず知事が別に定める日とする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。なお、平成22年度の補助事業計画概要書の提出期限については、要綱第7条の規定にかかわらず知事が別に定める日とする。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から適用する。なお、平成24年度の補助事業計画概要書の提出期限については、要綱第9条の規定にかかわらず知事が別に定める日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱第7条に規定する「生活保護住宅」には、平成25年7月に生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は支援法第14条第1項若しくは同法第14条第3項に規定する支援給付を受けている者であって、平成25年8月から平成26年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至ったもの（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成25年7月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14条第1項若しくは同法第14条第3項に規定する支援給付の基準額を下回っている者に限る。）が住宅の所有者等である場合の住宅を含むものとする。